

技能実習制度運用要領の一部改正について

平成 30 年 6 月 8 日

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成 28 年法律第 89 号)に基づく技能実習制度の運用に必要な事項を定めた技能実習制度運用要領について、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成 30 年法務省・厚生労働省令第 1 号)が公布されたことに伴い、趣旨の明確化等の観点から、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

記

赤字が修正部分

通し 番 号	該当 ペー ジ	改正箇所	現行	改正
1	P37	3つ目○を 追加	(新設)	○ なお、複数の法人が技能実習を共同で行わせる場合には、技能実習計画認定申請書(別記様式第 1 号第 1 面)の「申請者」欄及び技能実習計画(別記様式第 1 号第 2 面)の「1 申請者」欄に連名で記載(記載困難な場合は、適宜別紙を用いる。)してください。 この場合、技能実習計画認定通知書(別記様式第 2 号)「5 申請者」欄については、「別紙のとおり」とし、別紙として、参考様式第 1-37 号に申請者の名称等が記載されることとなります。
2	P44	1つ目○	○ 具体的な口座振込みの方法等については、別途、機構のHP等でお知らせしますので、御参照ください。	○ 具体的な口座振込みの方法等については、別途、機構のHP等でお知らせして <u>おり</u> ますので、御参照ください。

3	P53	(3)【関係の 省令の規 定】	<u>(追加)</u>	<p><u>附則第六条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の五の表の特定活動の在留資格(介護等特定活動(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。)を指定されたものに限る。)をもって本邦に在留していた者(以下「介護等特定活動従事者」という。)を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該介護等特定活動従事者に係る技能実習計画(介護職種に係るものに限る。)を作成し、当該技能実習計画について法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1294 619 2101 1198"> <tr> <td data-bbox="1294 619 1697 1198"> <u>ト 第三号技能実習に係るものである場合にあっては、第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</u> </td> <td data-bbox="1697 619 2101 1198"> <u>ト 第一号技能実習に係るものである場合にあっては介護等特定活動(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。)の終了後、第三号技能実習に係るものである場合にあっては第二号技能実習の終了後、それぞれ本国に一月以上帰国してから第一号技能実習又は第三号技能実習を開始するものであること。</u> </td> </tr> </table>	<u>ト 第三号技能実習に係るものである場合にあっては、第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</u>	<u>ト 第一号技能実習に係るものである場合にあっては介護等特定活動(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。)の終了後、第三号技能実習に係るものである場合にあっては第二号技能実習の終了後、それぞれ本国に一月以上帰国してから第一号技能実習又は第三号技能実習を開始するものであること。</u>
<u>ト 第三号技能実習に係るものである場合にあっては、第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。</u>	<u>ト 第一号技能実習に係るものである場合にあっては介護等特定活動(法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。)の終了後、第三号技能実習に係るものである場合にあっては第二号技能実習の終了後、それぞれ本国に一月以上帰国してから第一号技能実習又は第三号技能実習を開始するものであること。</u>					

4	P53	1つ目○	<p>(略)</p> <p>このため、規則第10条第2項第3号ロにおいて、制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であることの要件を技能実習生について定めています。<u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>このため、規則第10条第2項第3号ロにおいて、制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であることの要件を技能実習生について定めています。<u>なお、第1号技能実習開始前にインドネシア、フィリピン及びベトナムとの経済連携協定(EPA)に基づき、看護師免許又は介護福祉士資格の取得を目的として、本邦において、必要な知識及び技能を修得する活動に従事していた者については、技能実習生の申告書(参考様式第1-20号)に、EPAに基づく受入れと技能実習制度の趣旨・目的の違いを理解した上で、技能実習に専念することにより、技能等の修得等をし、本国への技能等の移転に努める旨を記載する必要があります。</u></p>
5	P54	①	<p>① 実習実施者又は監理団体と送出国との間の技術協力上特に必要があると認められる場合</p> <p>実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間で技能実習制度を活用して人材育成を行う旨の協定等に基づき、技能実習を行わせると認められる場合です。この場合、実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間の技術協力上の必要性を立証する資料を提出することが必要になります。</p>	<p>① 実習実施者又は監理団体と送出国との間の技術協力上特に必要があると認められる場合</p> <p>実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間で技能実習制度を活用して人材育成を行う旨の協定等に基づき、技能実習を行わせると認められる場合です。<u>具体的には、実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間で技能実習生を派遣するに当たって合意を行い、送出国の公的機関が送出機関となる場合のほか、公的機関の職員を技能実習生として派遣する場合など、送出国の公的機関が技能実習生の候補者を選定するなど積極的な関与を行う場合が想定されます。</u></p> <p>この場合、実習実施者や監理団体と送出国の公的機関との間の技術協力上の必要性を立証する資料を提出することが必要になります。</p>
6	P55	2つ目○	<p>○ 規則第10条第2項第3号トの「第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること」</p>	<p>○ 規則第10条第2項第3号トの「第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること」</p>

			<p>については、本国に1か月以上帰国する前に第3号技能実習の計画の認定申請を行う場合については、帰国の予定がある旨の記載を行うこととなります。なお、第2号技能実習の終了後に外国人建設・造船就労者受入事業により建設・造船業務に従事していた者については、規則附則第4条及び第5条に帰国期間の特例が定められていますので、技能実習生の履歴書(参考様式第1―3号)の「⑪訪日経験」欄の該当欄に所要の訪日経験及び帰国(予定)期間を記載する必要があります。建設・造船業務に従事していた者の帰国期間の詳細については、法務省又は厚生労働省のHPに掲載されている「新たな技能実習制度と建設・造船就労活動の関係」を御参照ください。</p>	<p>と」については、本国に1か月以上帰国する前に第3号技能実習の計画の認定申請を行う場合については、帰国の予定がある旨の記載を行うこととなります。なお、第2号技能実習の終了後に外国人建設・造船就労者受入事業により建設・造船業務に従事していた者、<u>第1号技能実習の開始前にインドネシア、フィリピン及びベトナムとの経済連携協定(EPA)に基づき、看護師免許又は介護福祉士資格の取得を目的として、本邦において、必要な知識及び技能を修得する活動に従事していた者</u>については、規則附則第4条<u>及びから第56条まで</u>に帰国期間の特例が定められていますので、技能実習生の履歴書(参考様式第1―3号)の「⑪訪日経験」欄の該当欄に所要の訪日経験及び帰国(予定)期間を記載する必要があります。建設・造船業務に従事していた者の帰国期間の詳細については、法務省又は厚生労働省のHPに掲載されている「新たな技能実習制度と建設・造船就労活動の関係」を御参照ください。</p>
7	P58	【留意事項】	<p>○ 技能実習生が在留を継続したまま第3号技能実習へ移行する場合の入管法上の手続について</p> <p>第3号技能実習計画の認定を受けた場合は、技能実習生は、「技能実習2号」の在留期間の満了日までに、「技能実習3号」への在留資格変更許可申請を地方入国管理局に行く必要があります。在留資格変更許可申請中の技能実習生については、入管法第20条第5項に規定する特例期間(申請中に限り在留期間の満了日が最大2か月延長されるもの。)を活用して、みなし再入国許可により1か月以上の一旦帰国を行うことが可能です(ただし、一旦帰国の期間が45日を超える場合には特例期間中の帰国が実現しない場合や、特例期間中に帰国した場合にもその後の在留資格変更許可申請の手続が特例期間中に完了しないおそれがあることから、新規</p>	<p>○ 技能実習生が在留を継続したまま第3号技能実習へ移行する場合の入管法上の手続について</p> <p>第3号技能実習計画の認定を受けた場合は、技能実習生は、「技能実習2号」の在留期間の満了日までに、「技能実習3号」への在留資格変更許可申請を地方入国管理局に行く必要があります。在留資格変更許可申請中の技能実習生については、入管法第20条第5項に規定する特例期間(<u>在留資格変更(更新)</u>申請中に限り在留期間の満了日が最大2か月延長されるもの。)を活用して、みなし再入国許可により1か月以上の一旦帰国を行うことが可能です(ただし、一旦帰国の期間が45日を超える場合には特例期間中の帰国が実現しない場合や、特例期間中に帰国した場合にもその後の在留資格変更許可申請の手続が特例期間中に完了しないおそ</p>

			入国での手続を行うことが望まれます。)	れがあることから、新規入国での手続を行うことが望まれます。)
8	P65	【留意事項】 1つ目○	○ 各科目の時間配分 (略) ・ 企業単独型技能実習にあつては、雇用契約に基づいて実施された講習の時間数も、所定の要件を満たす場合にあつては、省令で規定する入国後講習の必要時間数に含まれます。 <u>(追加)</u> (略)	○ 各科目の時間配分 (略) ・ 企業単独型技能実習にあつては、雇用契約に基づいて実施された講習の時間数も、所定の要件を満たす場合にあつては、省令で規定する入国後講習の必要時間数に含まれます。 ・ <u>なお、講習の実施は、効果的な講習を実施するという観点から、1日8時間以内であつて、かつ週5日以内とすることが原則となります。</u> (略)
9	P68	第4 技能実習の期間に関するもの 2つめ○の後	<u>(追加)</u>	○ 「特例期間」(在留資格変更(更新)申請中に限り在留期間の満了日が最大2か月延長されるもの。)を挟む実習生に係る技能実習計画認定申請書(別記様式第1号)の第2面項目8「技能実習の期間及び時間数」には、これから実際に実習する期間を記入してください。 ○ 地方入国管理局における在留期間の決定については、必要に応じて、所定の調整が行われます。このため、必ずしも技能実習計画認定通知書どおりの期間が付与されるとは限りません。
10	P96	(1)二つ目 ○①	① 次の分子分母によります。 ・ 分子 : (3級合格者数+2級合格者数×1.5) ×1.2 ・ 分母 : 第2号技能実習修了者数 + 第3号技能実習修了者数 - やむを得ない不受検者数 + 旧制度の技能実習生の受検者数 ②~⑤(略) ⑥ 旧制度の技能実習生については、3級程度の技能検定等の実技	① 次の分子分母によります。 ・ 分子 : (3級合格者数+2級合格者数×1.5) ×1.2 ・ 分母 : 第2号技能実習修了者数 + 第3号技能実習修了者数 - やむを得ない不受検者数 + 旧制度の <u>技能実習を修了した</u> 技能実習生の <u>うちの</u> 受検者数 ②~⑤(略) ⑥ 旧制度の技能実習生については、3級程度の技能検定等の実技

			<p>試験の受検が義務ではなかったことから、修了者<u>ではなく</u>、受検者を分母に加える仕組みとしています。</p> <p>⑦ 施行日前の基準日(平成29年7月1日)前の受検実績は、算入しないことが可能です。旧制度の技能実習生について受検は義務ではありませんが、基準日以後に受検した実績がある場合には、必ず受検者数として算入することとなります。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>試験の受検が義務ではなかったことから、修了者<u>のうちではなく</u>、受検した者を分母に加える仕組みとしています。</p> <p>⑦ 施行日前の基準日(平成29年7月1日)前の受検実績は、算入しないことが可能です。旧制度の技能実習生について受検は義務ではありませんが、基準日以後に受検した実績がある場合には、必ず受検者数として算入することとなります。</p> <p><u>なお、算入する年度は修了した年度となりますが、修了後に受検した場合には、受検した年度となります。</u></p>
11	P109	【留意事項】 7つ目の○	<p>○ 法務大臣及び厚生労働大臣が、継続的かつ安定的に企業単体型技能実習を行わせることができると認める体制とは、以下の要件を満たすことが必要です。</p> <p>① (略)</p> <p>イ 帰国した技能実習生が技能実習の成果を発揮していること又は成果が期待できること</p> <p>② 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第2項第1号に該当しない場合 ア～イ (略)</p> <p>ウ 帰国した技能実習生が技能実習の成果を発揮していること</p> <p>エ (略)</p>	<p>○ 法務大臣及び厚生労働大臣が、継続的かつ安定的に企業単体型技能実習を行わせることができると認める体制とは、以下の要件を満たすことが必要です。</p> <p>① (略)</p> <p>イ 帰国した技能実習生が技能実習の成果を発揮していること又は成果が期待できること</p> <p><u>(成果が期待できることの例)</u></p> <p><u>・ 技能実習生が技能実習修了後に技能実習において修得した技能等を活用できる業務に、母国において安定的に従事することが書面等により客観的に認められる場合。</u></p> <p>② 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第2項第1号に該当しない場合 ア～イ(略)</p> <p>ウ 帰国した技能実習生が技能実習の成果を発揮していること<u>又は</u>成果が期待できること</p> <p>エ(略)</p>
12	P116	第1【関係規定】	(法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの)	(法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの)

			<p>政令第1条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(<u>第一号に係る部分に限る。</u>)の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(<u>第一号に係る部分に限る。</u>)の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定</p> <p>十五(略)</p>	<p>政令第1条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(<u>第一号に係る部分に限る第三号を除く。</u>)の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(<u>第一号に係る部分に限る第三号を除く。</u>)の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定</p> <p>十五(略)</p>
13	P118	2つ目○	<p>○ 「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者」については、個別具体的な事案の重大性に依じて該当性が判断されることとなります。</p> <p><u>なお、旧制度及び現行制度施行以後にかかわらず、地方入国管理局から、技能実習生の受入れを一定期間認めない旨の「不正行為」の通知を受けている者については、当該受入れ停止期間中は欠格事由に該当し、技能実習計画の認定を受けることはできません。</u></p>	<p>○ 「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者」(<u>法第10条第8号</u>)については、<u>以下に規定するもののほか、</u>個別具体的な事案の重大性に依じて該当性が判断されることとなります。</p> <p><u>なお、旧制度及び現行制度施行以後にかかわらず、地方入国管理局から、技能実習生の受入れを一定期間認めない旨の「不正行為」の通知を受けている者については、当該受入れ停止期間中は欠格事由に該当し、技能実習計画の認定を受けることはできません。</u></p> <p>① 出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為</p>

				<p><u>ア 法施行前の技能実習における「不正行為」として、技能実習の適正な実施を妨げるものと認められる旨の通知を受けている者（不正行為が終了した日後、法務省令に規定されていた受入れ停止期間が経過していないものに限る。）</u></p> <p><u>なお、申請者が法人である場合にあっては、当該法人の役員が、法施行前の技能実習における「不正行為」として、技能実習の適正な実施を妨げるものと認められる旨の通知を受けている監理団体又は実習実施機関の法人の役員（当該「不正行為」があった期間又は時点の役員である場合に限る。）も含む。</u></p> <p><u>イ 入管法第73条の2第1項各号の規定する行為（以下「不法就労助長行為」という。）に及んだ者</u></p> <p><u>ウ 事業活動に関し外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは同法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為（以下「偽変造文書行使等」という。）に及んだ者</u></p> <p><u>② 労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者</u></p> <p><u>ア 労働基準関係法令で送検され、かつ、刑罰（法第10条第2号及び第4号に規定されている罰金刑は除く。）が確定された者</u></p> <p><u>※「申請の日前5年以内」に該当するか否かは、当該刑罰に係る行為時で判断することとし、刑罰の対象となった違反が技能実習生に係る違反か否かにはよりません。</u></p>
14	P123	表 技能実習計画の変	<p>・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地 <u>及び筆頭者の氏名</u> の記載があるもの。外国人</p>	<p>・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地 <u>及び筆頭者の氏名</u> の記載があるもの。外国人（特</p>

		更認定と届出の区分 「1実習実施者」「1氏名又は名称」の「特記事項」欄3つめ ホツ	(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。	別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。
15	P123	表 技能実習計画の変更認定と届出の区分 「1実習実施者」「2住所」の「特記事項」欄2つめ ホツ	・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地 <u>及び筆頭者の氏名</u> の記載があるもの。外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。	・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地 <u>及び筆頭者の氏名</u> の記載があるもの。外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。
16	P124	表 技能実習計画の変更認定と届出の区分 「1実習実施者」「4役員 の氏名(実習実施者が法人の場合	・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地 <u>及び筆頭者の氏名</u> の記載があるもの。外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。	・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地 <u>及び筆頭者の氏名</u> の記載があるもの。外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。

		合」の「特記事項」欄2つめホツ		
17	P165	2つめ○	<p>○ <u>これ以外の法人形態の法人が監理団体となることは原則として想定されていませんが</u>、これ以外の法人形態で監理団体になろうとする場合には、①監理事業を行うことについて特別の理由があること、②重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いていること、を満たすことを立証していただく必要があります(規則第29条第1項第9号)。<u>これ以外の法人形態で監理団体になろうとする場合には、事前に機構の本部事務所の審査課に御相談ください。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>○ <u>これ以外の法人形態の法人が監理団体となることは原則として想定されていませんが</u>、これ以外の法人形態で監理団体になろうとする場合には、(ア)④監理事業を行うことについて特別の理由があること、(イ)②重要事項の決定及び業務の監査を行う適切な機関を置いていること、を満たすことを立証していただく必要があります(規則第29条第1項第9号)。<u>これ以外の法人形態で監理団体になろうとする場合には、事前に機構の本部事務所の審査課に御相談ください。</u></p> <p>なお、(ア)については、過去3年以内に、以下の①または②を行った実績があり、当該実績を資料等により明確に示すことが要件となります。</p> <p>① <u>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号。以下「公益認定法」という。)上の「公益目的事業」に該当する業務</u></p> <p>② <u>職業訓練、教育支援、我が国から外国への技能等の移転に関する業務等、人材育成の支援に関する業務</u></p>
18	P165	【留意事項】 1つめ○ を追加	<p><u>(追加)</u></p>	<p>○ <u>規則第29条第1項第9号の法人として申請する場合</u></p> <p><u>当該法人が監理事業を行いたいとする具体的理由・背景等のほか、過去3年以内に当該法人が公益認定法第2条の「公益目的事業」に該当する業務、又は職業訓練、教育支援、我が国から外国への技能等の移転に関する業務等、人材育成の支援に関する業務(以下「公益目的事業該当業務等」とする。)を行った実績がある旨、具体的な資料により示してください。(任意様式)</u></p>

19	P180	第3財産的基礎に関するもの 2つめ○	<p>○ 直近期末において債務超過となっている場合には、中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面の提出に当って、以下の内容を具体的に記載いただく必要があります <u>(追加)</u>。</p> <p>① 債務超過の主な原因</p> <p>② 債務超過改善に対する具体的な取組 例えば、団体としての独自事業(事業協同組合における共同購買事業等)や増資など</p> <p>※ 監理団体が実習実施者から徴収する監理費については、実費の額を超えない額で徴収することとされており(技能実習法施行規則第37条)、技能実習生受入事業により収益が上がることは認められません。</p> <p>③ 債務超過を解消できる期間(見込み) 許可日から3年後の時点で確認できる財務諸表において債務超過が解消できることが必要。 <u>(追加)</u></p>	<p>○ 直近期末において債務超過となっている場合には、中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面の提出に当って、以下の内容を具体的に記載いただく必要があります <u>(平成30年6月末までの申請についての取扱い。)</u>。</p> <p>① 債務超過の主な原因</p> <p>② 債務超過改善に対する具体的な取組 例えば、団体としての独自事業(事業協同組合における共同購買事業等)や増資など</p> <p>※ 監理団体が実習実施者から徴収する監理費については、実費の額を超えない額で徴収することとされており(技能実習法施行規則第37条)、技能実習生受入事業により収益が上がることは認められません。</p> <p>③ 債務超過を解消できる期間(見込み) 許可日から3年後の時点で確認できる財務諸表において債務超過が解消できることが必要。</p> <p><u>○ 平成30年7月1日以降の許可申請については、①直近の財務諸表(貸借対照表)で債務超過となっていないこと、または②直近の財務諸表(貸借対照表)で債務超過となっている場合には、例えば、以下のような措置により、今期の決算における債務超過の解消が确实視されることが必要です。</u></p> <p><u>① 増資が実施済みである。</u></p> <p><u>② 組合費・賦課金による収益、共同事業による収益等により債務超過を解消すること等について、当該団体の総会等決定機関で決定しており、債務超過解消が確約されている。</u></p> <p><u>※ これらの取組は、直近の財務諸表における債務超過額を上</u></p>
----	------	-----------------------	--	--

				<p><u>回る額の対応であることが必要です。</u></p> <p><u>※ 債務超過の解消が確実視されるものとして許可を行った場合には、債務超過の解消を許可の条件として付します。なお、許可条件を満たさない場合は、取消の事由に該当することになります。</u></p>
20	P206	第1【関係規定】	<p>(法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの)</p> <p>政令第1条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(<u>第一号に係る部分に限る。</u>)の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(<u>第一号に係る部分に限る。</u>)の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定</p> <p>十五(略)</p>	<p>(法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの)</p> <p>政令第1条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(<u>第一号に係る部分に限る第三号を除く。</u>)の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(<u>第一号に係る部分に限る第三号を除く。</u>)の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定</p> <p>十五(略)</p>
21	P208	2 つめ○	<p>○ 「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者」については、個別具体的な事案の重大性に依りて該当性が判断されることとなります。</p>	<p>○ 「出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者」(<u>法第26条第4号</u>)については、<u>以下に規定するもののほか</u>、個別具体的な事案の重大性に依りて該当性が判断されること</p>

			<p><u>なお、旧制度及び現行制度施行以後にかかわらず、地方入国管理局から、技能実習生の受入れを一定期間認めない旨の「不正行為」の通知を受けている者については、当該受入れ停止期間中は欠格事由に該当し、監理団体の許可を受けることはできません。</u></p>	<p>となります。</p> <p><u>なお、旧制度及び現行制度施行以後にかかわらず、地方入国管理局から、技能実習生の受入れを一定期間認めない旨の「不正行為」の通知を受けている者については、当該受入れ停止期間中は欠格事由に該当し、監理団体の許可を受けることはできません。</u></p> <p><u>① 出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為</u></p> <p><u>ア 法施行前の技能実習における「不正行為」として、技能実習の適正な実施を妨げるものと認められる旨の通知を受けている者（不正行為が終了した日後、法務省令に規定されていた受入れ停止期間が経過していないものに限る。）</u></p> <p><u>なお、申請者が法人である場合にあつては、当該法人の役員が、法施行前の技能実習における「不正行為」として、技能実習の適正な実施を妨げるものと認められる旨の通知を受けている監理団体又は実習実施機関の法人の役員（当該「不正行為」があつた期間又は時点の役員である場合に限る。）も含む。</u></p> <p><u>イ 入管法第73条の2第1項各号の規定する行為（以下「不法就労助長行為」という。）に及んだ者</u></p> <p><u>ウ 事業活動に関し外国人に不正に入管法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは同法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為（以下「偽変造文書行使等」という。）に及んだ者</u></p> <p><u>②労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者</u></p> <p><u>ア 労働基準関係法令で送検され、かつ、刑罰（法第10条第2号</u></p>
--	--	--	---	---

				及び第4号に規定されている罰金刑は除く。)が確定された者 ※「申請の日前5年以内」に該当するか否かは、当該刑罰に係る 行為時で判断することとし、刑罰の対象となった違反が技能実習 生に係る違反か否かにはよりません。
22	P211	第4節【関係 規定】	(職業安定法の特例等) 法第27条 (略) 2 監理団体が行う技能実習職業紹介事業に関しては、監理団体を 職業安定法第四条第 <u>八</u> 項に規定する職業紹介事業者、同法第三 十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者若しくは同法 第三十三条第一項の許可を受けた者又は雇用対策法(昭和四十 一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関とみな して、職業安定法第五条の二、第五条の三、第五条の五から第五 条の七まで、第三十二条の十二及び第三十二条の十三(これらの 規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)、 第三十三条の五から第三十四条まで並びに第四十八条並びに雇 用対策法第二章の規定を適用する。この場合において、職業安定 法第五条の三第三項、第三十二条の十三(同法第三十三条第四 項において準用する場合を含む。)及び第三十三条の六の規定中 「厚生労働省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三十二条の十 二第一項及び第三項(これらの規定を同法第三十三条第四項に おいて準用する場合を含む。)、第三十三条の六並びに第四十八 条並びに第四十八条の三第二項及び第三項並びに雇用対策法第 十一条及び第十二条第一項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは 「主務大臣」とする。 3・4 (略)	(職業安定法の特例等) 法第27条 (略) 2 監理団体が行う技能実習職業紹介事業に関しては、監理団体を 職業安定法第四条第 <u>八</u> <u>九</u> 項に規定する職業紹介事業者、同法第三 十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者若しくは同法 第三十三条第一項の許可を受けた者又は雇用対策法(昭和四十 一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関とみ なして、職業安定法第五条の二、第五条の三、第五条の五から第五 条の七まで、第三十二条の十二及び第三十二条の十三(これら の規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)、 第三十三条の五から第三十四条まで並びに、第四十八条 並びに第四十八条の三第二項及び第三項並びに雇用対策法第二 章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第五条の三 第三項及び第四項、第三十二条の十三(同法第三十三条第四項 において準用する場合を含む。)及び並びに第三十三条の六の規 定中「厚生労働省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三十二 条の十二第一項及び第三項(これらの規定を同法第三十三条第四 項において準用する場合を含む。)、第三十三条の六並びに、第四 十八条並びに第四十八条の三第二項及び第三項並びに雇用対策 法第十一条及び第十二条第一項の規定中「厚生労働大臣」とある のは「主務大臣」とする。 3・4 (略)

			<p><u>2</u> 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第<u>三</u>項の主務省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項(以下この項及び次項において「明示事項」という。)が明らかとなる次のいずれかの方法とする。ただし、技能実習職業紹介(監理団体の実習監理を受ける団体監理型実習実施者等(団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせようとする者をいう。以下同じ。))のみを求人者とし、当該監理団体の実習監理に係る団体監理型技能実習生等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における技能実習に係る雇用関係の成立をあっせんすることをいう。以下同じ。)の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法によることができない場合において、明示事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p><u>3</u> 前項第二号の方法により行われた明示事項の明示は、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに当該書面被交付者に到達したものとみなす。</p> <p>(追加)</p>	<p><u>42</u> 法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第<u>三四</u>項の主務省令で定める方法は、前項各号に掲げる事項(以下この項及び次項において「明示事項」という。)が明らかとなる次のいずれかの方法とする。ただし、技能実習職業紹介(監理団体の実習監理を受ける団体監理型実習実施者等(団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習を行わせようとする者をいう。以下同じ。))のみを求人者とし、当該監理団体の実習監理に係る団体監理型技能実習生等のみを求職者とし、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における技能実習に係る雇用関係の成立をあっせんすることをいう。以下同じ。)の実施について緊急の必要があるためあらかじめこれらの方法以外の方法により明示したときは、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p><u>35</u> 前項第二号の方法により行われた明示事項の明示は、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたときに当該書面被交付者に到達したものとみなす。</p> <p><u>6</u> <u>団体監理型実習実施者等は、団体監理型技能実習生等に対して法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する職業安定法第五条の三第一項の規定により明示された従事すべき業務の内容等に関する記録を、当該明示に係る技能実習職業紹介が終了する日(当該明示に係る技能実習職業紹介が終了する日以降に当該明示に係る労働契約を締結しようとする者にあつては、当該明示に係る労働契約を締結する日)までの間保存しなければならない。</u></p>
24	P214	2つ目○	○ なお、監理団体が行う技能実習職業紹介については、監理団体が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型	○ なお、監理団体が行う技能実習職業紹介については、監理団体及び <u>団体監理型実習実施者等</u> が労働条件等の明示、団体監理型

			技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針(平成29年法務省・厚生労働省告示第2号)に具体的な留意点等を定めていますので、併せて御参照ください。	実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針(平成29年法務省・厚生労働省告示第2号)に具体的な留意点等を定めていますので、併せて御参照ください。
25	P217	一つ目の○ 【留意事項】	○ 監理団体は、実習実施者から監理費を徴収した場合には、その収支を明らかにするために監理費管理簿(参考様式第4-5号)を作成し、事務所に備え置かなければなりません。	○ 監理団体は、実習実施者から監理費を徴収した場合には、その収支を明らかにするために監理費管理簿(参考様式第4-5号)を <u>監理事業を行う事業所ごとに作成し、それぞれの事務所に備え置かなければなりません。</u>
26	P217	【留意事項】 2つ目の○ の後	(追加)	<p><u>○ 監理費が実費であることについて</u> 監理費の額については、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費のいずれの種類においても、規則第39条において実費に限る旨の規定がされているため、それぞれについて、徴収額と支出額が一致することが原則であることに留意する必要があります。</p> <p><u>○ 毎月定額を預託する場合の取扱いについて</u> 監理費の料金表に基づき実習実施者が事前に監理団体へ毎月定額を預託する場合についても、監理費の種類ごとの徴収額を明確にしておく必要があります。</p> <p><u>○ 監理費管理簿について</u> 監理費管理簿は監理費の収支を明らかに作成いただくものですが、同時に事業報告書の「14 監理費徴収実績」部分を明らかにするものでもありますので、監理費管理簿の「対象期間」は、事業報告書の「報告対象技能実習事業年度〈毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるもの〉」と合わせることが望まれます。</p>
27	P229	表 監理団体の変更届	・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地及び筆頭者氏名の記載があるもの。外国人(特別永	・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地及び筆頭者氏名の記載があるもの。外国人(特別永

		出 「3監理団体の代表者の氏名」「特記事項」欄	住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。	住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。
28	P229	表 監理団体の変更届出 「4監理団体の役員の氏名」「特記事項」欄1つ目ホツ	・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地 <u>及び筆頭者氏名</u> の記載があるもの。外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。	・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地 <u>及び筆頭者氏名</u> の記載があるもの。外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。
29	P229	表 監理団体の変更届出 「6監理団体の役員の住所」「特記事項」欄	・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地 <u>及び筆頭者氏名</u> の記載があるもの。外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。	・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地 <u>及び筆頭者氏名</u> の記載があるもの。外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。
30	P230	表 監理団体の変更届出 「13 監理事業を行う事業所の名	・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地 <u>及び筆頭者氏名</u> の記載があるもの。外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。	・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地 <u>及び筆頭者氏名</u> の記載があるもの。外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。

		称」「特記事項」欄2つ目 ホツ		
31	P231	表 監理団 体の変更届 出 「15 監理責 任者の氏 名」「特記事 項」欄1つ目 ホツ	・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地 <u>及び筆頭者氏名</u> の記載があるもの。外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。	・住民票の写しは、マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地 <u>及び筆頭者氏名</u> の記載があるもの。外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。
32	P232	表 監理団 体の変更届 出 「16 監理責 任者の住 所」「特記事 項」欄	・マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地 <u>及び筆頭者氏名</u> の記載があるもの。外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。	・マイナンバーの記載がないもの。また、日本人の場合は、本籍地 <u>及び筆頭者氏名</u> の記載があるもの。外国人(特別永住者を除く)の場合は、国籍等、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カード番号の記載があるもの。特別永住者の場合は、特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載があるもの。
33	P246	2つ目○	○ 監理団体は、是正指示を行ったときは、 <u>速やかに、労働基準監督署など関係行政機関に通報</u> しなければなりません。通報後は、 <u>当該関係行政機関の指導に従い、</u> 監理団体の指導の下で、実習実施者に改善に向けた取組みを行わせることが求められます。	○ 監理団体は、是正指示を行ったときは <u>速やかに、労働基準監督署など関係行政機関に通報場合において、当該是正指示が労働基準関係法令を含むものであるときには当該監理団体の所在地を管轄する労働基準監督署に対して、その他のときには当該所在地を管轄する都道府県労働局職業安定部訓練課(室)に対してそれぞれ通報(任意様式)</u> しなければなりません。 <u>この通報について後は、当該関係行政機関の指導に従い、</u> 監理団体の指導の下で、実習実施者に改善に向けた取組みを行わせることが求められるもので

				あり、当該通報を受けた行政機関は当該指導が不適切であると判断する場合等に当該監理団体に対して指導を行うこととなります。
34	P252	第19節 1つ目○	○ 監理団体は、実習監理を行う団体監理型実習実施者について監査(規則第52条第1号の監査のほか、同条第2号の臨時監査も含まれます。)を行ったときは、当該監査の終了後遅滞なく、監査報告書(省令様式第22号)を作成の上、監査対象の実習実施者の所在地を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に提出しなければなりません。	○ 監理団体は、実習監理を行う団体監理型実習実施者について監査(規則第52条第1号の監査のほか、同条第2号の臨時監査も含まれます。)を行ったときは、当該監査の終了後遅滞なく、監査報告書(省令様式第22号)を作成の上、監査対象の実習実施者の所在地住所地(法人の場合にあっては当該法人の本店の所在地)を管轄する機構の地方事務所・支所の指導課に提出しなければなりません。
35	P265	【留意事項】 3つ目○を 追加	(追加)	○ 実習先等を変更する場合の調整について 実習先変更又は実習監理を行う監理団体を変更する場合には、以下のとおり、関係する当事者間で争いとなることがないように、当事者間での同意を得ることが望まれます。 ① 実習先を変更する場合 対象となる技能実習生、実習監理を行う監理団体、変更前後の実習実施者及び取次送出機関の5者の間での変更に係る同意 ② 実習監理を行う監理団体を変更する場合 対象となる実習実施者、実習生、変更前後の監理団体及び取次送出機関の5者の間での変更に係る同意 ③ 取次送出機関を変更する場合 対象となる技能実習生、実習実施者、実習監理を行う監理団体、変更前後の取次送出機関の5者での変更に係る同意
36	P273	第2節 第2	○ 養成講習機関となることを希望する者は、養成講習実施申込書計3部(参考様式第5-1号、第5-2号。正本・副本)に次の書類を2部(正本・副本)ずつ添えて、養成講習機関の上記募集期間内	○ 養成講習機関となることを希望する者のうち養成講習実施申込書計3部(参考様式第5-1号、第5-2号。正本・副本)に、監理団体を対象とした養成講習の実施を希望する者は、監理責任者等

			に主務大臣に提出してください。なお、主務大臣が養成講習を適切に行うことができる養成講習機関であると確認し、告示をするまでに3か月程度を要しますので、あらかじめ御留意ください。	<u>講習実施申込書(参考様式5-1号)、実習実施者を対象とした養成講習の実施を希望する者は、技能実習責任者等講習等申込書(参考様式5-2号)を作成し、次の書類を2部(正本・副本)ずつ添えて、養成講習機関の上記募集期間内に主務大臣に提出してください。上記申込書及び次の書類は正本1部副本1部を提出してください。</u> なお、主務大臣が養成講習を適切に行うことができる養成講習機関であると確認し、告示をするまでに3か月程度を要しますので、あらかじめ御留意ください。						
37	P275	第4	○ 養成講習機関については年度ごとに更新手続を行います。毎年12月1日から1月31日までの間に厚生労働省 <u>職業能力開発局海外協力課</u> と面談し、次年度の実施について確認の上、更新の可否を判断します。面談の際には、当該年度の11月末までの実施状況等の報告、翌年度の講習スケジュールや講習内容等についての説明が必要となります。	○ 養成講習機関については年度ごとに更新手続を行います。毎年12月1日から1月31日までの間に厚生労働省 <u>人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室</u> と面談し、次年度の実施について確認の上、更新の可否を判断します。面談の際には、当該年度の11月末までの実施状況等の報告、翌年度の講習スケジュールや講習内容等についての説明が必要となります。						
38	P282	第1 監理責任者等講習(合計7.0時間)	<table border="1"> <tr> <td>労働関係法令について</td> <td>1.5時間</td> <td>①～⑥(略) ⑦ 雇用保険法、関係政省令について</td> </tr> </table>	労働関係法令について	1.5時間	①～⑥(略) ⑦ 雇用保険法、関係政省令について	<table border="1"> <tr> <td>労働関係法令について</td> <td>1.5時間</td> <td>①～⑥(略) ⑦ 雇用保険法、関係政省令等について <u>⑧ 労働組合法、関係政省令等について</u></td> </tr> </table>	労働関係法令について	1.5時間	①～⑥(略) ⑦ 雇用保険法、関係政省令等について <u>⑧ 労働組合法、関係政省令等について</u>
労働関係法令について	1.5時間	①～⑥(略) ⑦ 雇用保険法、関係政省令について								
労働関係法令について	1.5時間	①～⑥(略) ⑦ 雇用保険法、関係政省令等について <u>⑧ 労働組合法、関係政省令等について</u>								

39	P284	第2 技能 実習責任者 講習(合計 7.0 時間)	労働関係法令 について	2.0時間	①～③(略) ④ 最低賃金、労災補償について ⑤ 男女雇用機会均等法、関係政 省令等について ⑥ 雇用保険法、関係政省令につ いて	労働関係法令 について	2.0時間	①～③(略) ④ 最低賃金、労災補償について ⑤④ 男女雇用機会均等法、関係 政省令等について ⑥⑤ 雇用保険法、関係政省令等 について ⑥ 労働組合法、関係政省令等に ついて
			⑥ 出入国管理及 び難民認定法	第5条(第1項第9号ロ～ニ)、第6～第7条 の2、(略)	⑥ 出入国管理及 び難民認定法	第5条(第1項第9号ロ～ニ)、第6条～第7 条の2、(略)		
40	P287	第6節						

41	P288	第7節	<p>⑦ 結果の報告 <u>平成31年3月31日まで(試行実施期間中)は、理解度テスト開催日の翌月末日までに、受験者名簿によって結果を報告すること。平成31年4月1日以降は、年度ごとに1年分の結果を取りまとめの上、翌年度の5月末日までに報告すること。(結果報告先:厚生労働省人材開発統括官海外人材育成担当参事官室)</u></p> <p>※ <u>試行実施期間中は試験問題、試験問題ごとの正答率についても全て報告すること。</u>なお、この報告内容は、平成31年度以降の理解度テストの実施に当たって活用することとする。</p>	<p>⑦ 結果の報告 <u>平成31年3月31日まで(試行実施期間中)は、理解度テスト開催日の翌月末日までに、受験者名簿によって結果を報告すること。平成31年4月1日以降は、年度ごとに1年分の結果を</u> <u>実施する講習に応じて、年度ごとに1年分の結果を監理責任者等講習理解度テスト実施状況報告書(参考様式5-11)、技能実習責任者講習等理解度テスト実施状況報告書(参考様式5-12)に取りまとめの上、翌年度の5月末日までに報告すること。(結果報告先:厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室)</u></p> <p>※ <u>上記報告に加え、平成30年4月から平成30年7月までの間は、当該期間の各講習の実施回数に応じて、講習ごとに下記回数分の理解度テストの問題及び全受講者の回答用紙を、平成30年9月28日までに報告すること。同一の問題は報告から除外すること(実施回数に応じた報告対象回数)</u> <u>・実施回数が10回未満の場合:3回分</u> <u>・実施回数が10回以上19回以下の場合:5回分</u> <u>・実施回数が20回以上29回以下の場合:8回分</u> <u>・実施回数が30回以上の場合:10回分</u></p> <p><u>試行実施期間中は試験問題、試験問題ごとの正答率についても全て報告すること。</u>なお、この報告内容は、平成31年度以降の理解度テストの実施に当たって活用することとする。</p>
----	------	-----	---	---

42	別紙 ④	六	六 機械・金属関係(十五職種二十 <u>七</u> 作業) <table border="1" data-bbox="465 164 1263 264"> <tr> <td>6-4-1</td> <td>機械加工</td> <td>旋盤作業</td> </tr> <tr> <td>6-4-2</td> <td></td> <td>フライス盤作業</td> </tr> </table>	6-4-1	機械加工	旋盤作業	6-4-2		フライス盤作業	六 機械・金属関係(十五職種二十 <u>七九</u> 作業) <table border="1" data-bbox="1308 164 2114 363"> <tr> <td>6-4-1</td> <td>機械加工</td> <td>普通旋盤作業</td> </tr> <tr> <td>6-4-2</td> <td></td> <td>フライス盤作業</td> </tr> <tr> <td><u>6-4-3</u></td> <td></td> <td>数値制御旋盤作業</td> </tr> <tr> <td><u>6-4-4</u></td> <td></td> <td>マシニングセンタ作業</td> </tr> </table>	6-4-1	機械加工	普通旋盤作業	6-4-2		フライス盤作業	<u>6-4-3</u>		数値制御旋盤作業	<u>6-4-4</u>		マシニングセンタ作業
6-4-1	機械加工	旋盤作業																				
6-4-2		フライス盤作業																				
6-4-1	機械加工	普通旋盤作業																				
6-4-2		フライス盤作業																				
<u>6-4-3</u>		数値制御旋盤作業																				
<u>6-4-4</u>		マシニングセンタ作業																				
43	別紙 ⑦	別記様式 第1号 第7面	<p>○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令(平成二十九年政令第百三十六号)(抄) (法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの)</p> <p>第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(<u>第一号に係る部分に限る。</u>)の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(<u>第一号に係る部分に限る。</u>)の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定</p> <p>十五(略)</p>	<p>○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令(平成二十九年政令第百三十六号)(抄) (法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの)</p> <p>第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(<u>第一号に係る部分に限る第三号を除く。</u>)の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(<u>第一号に係る部分に限る第三号を除く。</u>)の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定</p> <p>十五(略)</p>																		
44	別紙 ⑦	別記様式 第11号	<p>○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令(平成二十九年政令第百三十六号)(抄)</p>	<p>○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令(平成二十九年政令第百三十六号)(抄)</p>																		

		<p>第 2 面</p> <p>(法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの)</p> <p>第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(<u>第一号に係る部分に限る。</u>)の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(<u>第一号に係る部分に限る。</u>)の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定</p> <p>十五(略)</p>	<p>(法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの)</p> <p>第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(以下「法」という。)第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(<u>第一号に係る部分に限る第三号を除く。</u>)の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定</p> <p>十三 (略)</p> <p>十四 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(<u>第一号に係る部分に限る第三号を除く。</u>)の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定</p> <p>十五(略)</p>
--	--	--	---

45		別紙⑧ ○参考様式 一覧	申請(認定)	1	申請者の役員に関する誓約書	参考様式第 1-36号	申請(認定)	1	申請者の役員に関する誓約書	参考様式第 1-36号	
			申請(許可)	2	申請者の概要書	参考様式第 2-1号	<u>申請(認定)</u>	<u>1</u>	<u>省令様式第2号の「5申請者」欄の別紙</u>	<u>参考様式第 1-37号</u>	
			(略)				申請(許可)	2	申請者の概要書	参考様式第 2-1号	
			講習	5	技能実習責任者講習等受講者名簿	参考様式第 5-10号	(略)				
							講習	5	技能実習責任者講習等受講者名簿	参考様式第 5-10号	
							<u>講習</u>	<u>5</u>	<u>監理責任者等講習理解度テスト実施状況報告書</u>	<u>参考様式第 5-11号</u>	
							<u>講習</u>	<u>5</u>	<u>技能実習責任者講習等理解度テスト実施状況報告書</u>	<u>参考様式第 5-12号</u>	
46	別紙⑧	参考様式第 1-2号 A(第1号企業単独型)【誓約事項】	<u>(追加)</u> <u>10</u> 上記のほか、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。万一、技能実習に関する法令に違反してしまったときは、直ちに外国人技能実習機構に報告します。				<u>10</u> 除染等業務及び東京電力福島第一原子力発電所敷地内における業務を実習内容に含む技能実習は、決して行いません。 1011 上記のほか、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。万一、技能実習に関する法令に違反してしまったときは、直ちに外国人技能実習機構に報告します。				

				(年月日～年月日)
51	別紙 ⑧	参考様式 第 1-20 号	<p>日本国で技能実習を行うに当たり、私や私と関係のある人が、誰かと、所定の技能実習を計画どおり修了しなかったなど技能実習に係る契約の不履行があった場合に違約金を支払う契約を結んでいません。また、今後結ぶ予定もありません。</p> <p>(追加)</p> <p>上記の記載内容は、事実と相違ありません。</p>	<p>日本国で技能実習を行うに当たり、私や私と関係のある人が、誰かと、所定の技能実習を計画どおり修了しなかったなど技能実習に係る契約の不履行があった場合に違約金を支払う契約を結んでいません。また、今後結ぶ予定もありません。</p> <p><u>介護福祉士資格等の取得を目的として、日本国で必要な知識等を修得する活動に従事するための経済連携協定(EPA)に基づく受入れとは、その趣旨及び目的が異なることを承知しています。(経済連携協定(EPA)に基づき、看護師免許又は介護福祉士資格の取得を目的として、本邦において必要な知識及び技能を修得する活動に従事していた者のみ。)</u></p> <p>上記の記載内容は、事実と相違ありません。</p>
52	別紙 ⑧	参考様式 第 1-27 号 (②欄)	<p>B <input type="checkbox"/> 団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情がある場合</p> <p>a (略)</p> <p>b <input type="checkbox"/> 教育機関において、同種の業務に関連する教育課程を修了している場合(修了見込みの場合も含む。)</p> <p><u>→ 教育機関と申請者や監理団体及び外国の送出機関との間において締結された協定書の写し(教育機関の修了生に対し日本での技能実習を行うことを支援する内容が定められたものに限る。)を添付</u></p> <p>→ 教育機関の概要を明らかにする書面(同種の業務に関連する分野の教育を行っていることが分かる書類に限る。)を添付(追加)</p>	<p>B <input type="checkbox"/> 団体監理型技能実習に従事することを必要とする特別な事情がある場合</p> <p>a (略)</p> <p>b <input type="checkbox"/> 教育機関において、同種の業務に関連する教育課程を修了している場合(修了見込みの場合も含む。)</p> <p><u>→ 教育機関と申請者や監理団体及び外国の送出機関との間において締結された協定書の写し(教育機関の修了生に対し日本での技能実習を行うことを支援する内容が定められたものに限る。)を添付</u></p> <p>→ 教育機関の概要を明らかにする書面(同種の業務に関連する分野の教育を行っていることが分かる書類に限る。)を添付(参考様式第 1-33 号)</p>

			<p>→ 技能実習生が当該教育機関において関連する教育課程を修了したことを証明する書面(修了見込みの証明も含む。)を添付 <u>(追加)</u></p> <p>c □ 申請者が当該技能実習を行わせる必要性を具体的に説明でき、かつ、技能実習生が当該技能実習を本邦で行うために必要な最低限の訓練を受けている場合</p> <p>→ (略)</p> <p>→ 2か月以上の期間かつ 320 時間以上の課程を有し、そのうち1か月以上の期間かつ 160 時間以上の課程が本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識の科目(規則第 10 条第 2 項第 7 号口(4))に充てられた入国前講習実施(予定)表(参考様式第 1-29 号)又はこれに相当する訓練の実施(予定)表を添付<u>(追加)</u></p>	<p>→ 技能実習生が当該教育機関において関連する教育課程を修了したことを証明する書面(修了見込みの証明も含む。)を添付 <u>→ 実習生が教育機関に在籍したまま技能実習を行う場合は、教育機関と申請者や監理団体及び外国の送出機関との間において締結された協定書の写し又は協定内容証明書(参考様式第 1-32 号)を添付</u></p> <p>c □ 申請者が当該技能実習を行わせる必要性を具体的に説明でき、かつ、技能実習生が当該技能実習を本邦で行うために必要な最低限の訓練を受けている場合</p> <p>→ (略)</p> <p>→ 2か月以上の期間かつ 320 時間以上の課程を有し、そのうち1か月以上の期間かつ 160 時間以上の課程が本邦での円滑な技能等の修得等に資する知識の科目(規則第 10 条第 2 項第 7 号口(4))に充てられた入国前講習実施(予定)表(参考様式第 1-29 号)又はこれに相当する訓練の実施(予定)表を添付<u>(参考様式第 1-34 号及び第 1-35 号)</u></p>																																		
53	別紙 ⑧	参考様式 第 1-37 号	—	<u>(追加)</u>																																		
54	別紙 ⑧	参考様式 第 2-16 号	<p>六 機械・金属関係(15 職種 <u>27</u> 作業)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>職種</th> <th>作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6-4-1</td> <td rowspan="2">機械加工</td> <td>旋盤作業</td> </tr> <tr> <td>6-4-2</td> <td>フライス盤作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	コード	職種	作業	(略)	(略)	(略)	6-4-1	機械加工	旋盤作業	6-4-2	フライス盤作業				(略)	(略)	(略)	<p>六 機械・金属関係(15 職種 <u>29</u>27 作業)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コード</th> <th>職種</th> <th>作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6-4-1</td> <td rowspan="2">機械加工</td> <td><u>普通</u>旋盤作業</td> </tr> <tr> <td>6-4-2</td> <td>フライス盤作業</td> </tr> <tr> <td><u>6-4-3</u></td> <td></td> <td><u>数値制御</u>旋盤作業</td> </tr> <tr> <td><u>6-4-4</u></td> <td></td> <td><u>マニシングセンタ</u>作業</td> </tr> </tbody> </table>	コード	職種	作業	(略)	(略)	(略)	6-4-1	機械加工	<u>普通</u> 旋盤作業	6-4-2	フライス盤作業	<u>6-4-3</u>		<u>数値制御</u> 旋盤作業	<u>6-4-4</u>		<u>マニシングセンタ</u> 作業
コード	職種	作業																																				
(略)	(略)	(略)																																				
6-4-1	機械加工	旋盤作業																																				
6-4-2		フライス盤作業																																				
(略)	(略)	(略)																																				
コード	職種	作業																																				
(略)	(略)	(略)																																				
6-4-1	機械加工	<u>普通</u> 旋盤作業																																				
6-4-2		フライス盤作業																																				
<u>6-4-3</u>		<u>数値制御</u> 旋盤作業																																				
<u>6-4-4</u>		<u>マニシングセンタ</u> 作業																																				

				(略)	(略)
55	同上	参考様式 第 4-5 号 1 支出状況	(追加) ② 監理費の種類 ③ 支出額 ④ 備考(監理費の算出の根拠等)		② 実習実施者名 ②③ 監理費の種類 ③④ 支出額 ④⑤ 備考(監理費の算出の根拠等)
56	同上	同上 1 支出状況 (注意)	(追加) 2 ④ 欄には、監理費の支出の根拠となった人件費や交通費等の内訳がわかるように記載し、支出額が実費として適正なものであることを明らかにするように記載すること。 3 監理費の支出を裏付ける領収書等の書類は、支出について説明を求められた際に速やかに提示ができるよう保存しておくこと。		2 ② 欄には、どの実習実施者に関する支出かを明確にするために、 <u>実習実施者名を記載すること。</u> 23 ⑤④ 欄には、監理費の支出の根拠となった人件費や交通費等の内訳がわかるように記載し、支出額が実費として適正なものであることを明らかにするように記載すること。 34 監理費の支出を裏付ける領収書等の書類は、支出について説明を求められた際に速やかに提示ができるよう保存しておくこと。
57	別紙 ⑧	参考様式 第 4-5 号 2 収支状況	2 収支状況		2 <u>事業年度別</u> 収支状況
58	同上	参考様式 第 4-5 号 2 収支状況 (注意)	(追加) 1 監理費の額については、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費のいずれの種類についても、規則第 39 条において実費		1 <u>監理費管理簿は監理費の収支を明らかにするためのものであるが、同時に事業報告書の「14 監理費徴収実績」を明らかにするものでもあるので、監理費管理簿の「対象期間」は、事業報告書の「報告対象技能実習事業年度<毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるもの>」と合わせることが望まれる。</u> 2 <u>監理費表に基づき監理費の種類ごとに徴収額を、裏面の「1 年月日別支出状況」に基づき監理費の種類ごとに支出額を記載すること。</u> 13 監理費の額については、職業紹介費、講習費、監査指導費及びその他諸経費のいずれの種類についても、規則第 <u>3937</u> 条におい

			<p>に限る旨が規定されているため、特段の理由がない限り、それぞれについて徴収額と支出額が一致することが原則であることに留意すること。</p> <p><u>2 実費</u>については<u>監理団体の決算等により事後的に確定する部分もあるため、監理費管理簿の対象期間と監理団体の決算等の対象期間を可能な限り一致させるようにし、収支状況については対象期間の満了後速やかに記載を行うこと。</u></p> <p>(追加)</p>	<p>て実費に限る旨が規定されているため、特段の理由がない限り、それぞれについて徴収額と支出額が一致することが原則であることに留意すること。</p> <p><u>24 支出額実費</u>については<u>監理団体の決算等により事後的に確定する部分もあるため、監理費管理簿の対象期間と監理団体の決算等の対象期間を可能な限り一致させるようにし、収支状況については対象期間の満了後速やかに記載を行うこと、対象期間内に支出することとしたものの、決裁など事務処理の都合上、対象期間経過後に支出額が確定した場合には、対象期間外に確定した支出額となるが、対象期間内の支出額として算入すること(支出額については、対象期間経過後に支払いが発生した場合であっても、対象期間内に支出することが確定しているものは、対象期間内の支出額として算入すること)。</u></p> <p><u>5 監理費表に基づき実習実施者が事前に監理団体に毎月一定の金額を預託する場合においても、監理費の種類ごとの徴収額を明確にしておく必要があることに留意すること。</u></p>
59	別紙 ⑧	参考様式第 5-10号	<p>(記載要領)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 養成講習者番号及び講習会場番号は、養成講習実施の申出の際に主務省から付与したものを記入すること。</p> <p>3~4(略)</p>	<p>(記載要領)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 養成講習者機関番号及び講習会場番号は、養成講習実施の申出の際に主務省から付与したものを記入すること。</p> <p>3~4(略)</p>
60	別紙 ⑧	参考様式 第5-11号	二	(追加)
61	別紙 ⑧	参考様式 第5-12号	二	(追加)